第126回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和3年8月18日(水)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和3年8月18日(水)午後2時00分
- 3 閉会の日時 令和3年8月18日(水)午後2時30分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター 4階会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別

出席14名 欠席3名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	欠席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	欠席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	欠席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 事務局出席者

事務局:担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司 総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 三浦 諭 副主査 花房 弘治

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 - (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5)農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1)農政関係等について
- (2) その他
- 9 議事録署名委員の番号及び指名 10番 久山 優 12番 小橋 久宣

- 10 議事の内容
- 議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第126回総会を 開会します。 (あいさつ)
- 議 長 議事録署名委員を指名します。10番、久山委員 12番、小橋委員 にお願いします。
- 議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。
- 三 浦 係 長 議案の訂正があります。申請等(3)農地法 5条の規定に基づく許可申請について、4ページ6番の区分を農用地としていますが、農用地・第2種と訂正ください。また、7月の許可で、面積が3,000㎡超の案件、南区妹尾の特定流通業務施設につきまして、7月28日の県農業会議に諮問し、許可適当の答申がありましたので報告します。なお、許可は同時申請の開発許可を待っている状態です。
- 議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を 上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議 に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- \equiv 浦 係 長 1ページ1番、受人は富吉に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者で、受贈により富吉の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番と3番は受人が同じですので同時に説明します。受人は富吉に居住し、約50アールの農地を耕作する農業者で、増反により富吉の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、 いずれも問題ありません。また、下限面積20アールを超えていることから許可 要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は大窪に居住し、約57アールの農地を耕作する農業者で、増反により大窪の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、 いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可 要件を全て満たしていると考えます。

5番と6番は受人が同じですので同時に説明します。受人は栢谷に居住し、約26アールの農地を耕作する農業者で、増反により栢谷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、 いずれも問題ありません。また、下限面積20アールを超えていることから許可 要件を全て満たしていると考えます。 議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を お願いします。

秋 山 委 員 中・中央地区協議会で、1番から6番までの6件について協議したところ、事 務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意 見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1ページ7番、受人は東山内に居住し、世帯で約62アールの農地を耕作していますが、増反により河原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番と9番は受人が同じですので、同時に説明します。

受人は倉敷市上東に居住し、世帯で約67アールの農地を耕作する農業者ですが、増反及び借入地の取得により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は津寺に居住し、世帯で約84アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により津寺の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は総社市真壁に居住し、新規農により門前の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は大井に居住し、世帯で約1.4~クタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大井の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を お願いします。 小橋 委員 北・吉備地区協議会で、7番から12番までの6件について協議したところ、 事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の 意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 2ページ13番、受人は南区藤田に居住し、世帯で約92アールの農地を耕作 する農業者で、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は南区曽根に居住し、世帯で約73アールの農地を耕作する農業者で、増反により曽根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は南区古新田に居住し、世帯で約1.6~クタールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得及び増反により、古新田の田、畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は南区浦安西町に居住し、世帯で約1.9へクタールの農地を耕作する農業者で、経営移譲により養父(祖父)の所有する浦安西町、浦安本町の田、畑に3年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は南区浦安本町に事務所を置き、法人で約63アールの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など適格法人の要件を満たしていること、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いし ます。 國 定 委 員 南区協議会で、13番から17番の5件について協議したところ、事務局説明 のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 それでは申請等(1)については、中・中央地区1番から南区17番までの 17件ですが、全件許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 3ページ1番、転用目的は農地改良のための一時転用です。

申請人は桑田町に居住し、世帯で2.1~クタールの農地を耕作する農業者で、 桃の栽培に利用するため農地改良を行うものです。

一時転用期間は、許可日から3年間です。

農地区分は、農用地ですが、農地改良の一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を お願いします。

秋 山 委 員 中・中央地区協議会で1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、 許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 3ページ2番、本件は、令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫です。

申請人は、現在、倉敷市西坂の持ち家に居住し、申請地周辺の農地約67アールを耕作する農業者ですが、農機具置場などで使用していた申請人の新庄上の実家が数年前の災害で土砂崩れに遭い、市の土地収用事業の対象となり、建て替えができなくなったことから、現住居を売却し、申請人の所有地であり耕作地近隣の申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール以上の1種農地と判断されますが、 集落に接続した住宅及び農業用施設で、申請人の所有地で他に代替地がなく、例 外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題な いと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を

お願いします。

小 橋 委 員 北・吉備地区協議会で2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、 許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等(2)については中・中央地区の1件、北・吉備地区の1件 ですが、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(3)農地法第5条の規 定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局か らお願いします。

三 浦 係 長 4ページ1番、令和3年5月18日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自動車販売店舗です。

申請人は昭和27年に設立され、資本金300万円で北区横井上に本店を置き、 自動車販売を主たる事業としています。

現在、事業伸展により本店事業所が手狭となっていることから、交通量の多い 県道に近く、集客を見込むことができる申請地に賃借権を設定し、自動車販売店 舗に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番と3番は同じ地域ですので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

2番、申請人は、令和3年4月に結婚しましたが、現在、申請人(夫)は御津新庄の実家に両親と3人で、申請人(妻)は北区新屋敷二丁目の借家に1人で生活しています。申請人らが一緒に生活するにあたり、申請人らは現住居を退去し、申請人(夫)の勤務先が近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、申請人(夫)の実家には、申請人(夫)の両親が引き続き居住します。

3番、申請人は、西長瀬の借家に申請人らと子ども1人の3人で生活しており、 子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、申 請人(妻)の実家に近く、申請人らの通勤に際し交通至便である申請地の所有権を 移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和3年5月18日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は横井上の借家に申請人の祖母と2人で生活しており、楢津の借家で生活している申請人の母と弟2人と一緒に生活するため、現住居を退去し、現住居から近く生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し自己住宅を建築しようとするものです。

なお、申請人の現住居には、申請人の祖母が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番と6番は申請人が同じですので同時に説明します。

申請人は昭和63年に設立され、資本金800万円で北区玉柏に本店を置き、 自動車修理業を主な事業としています。

現在、申請人は、申請地に近接する本店において事業実施していますが、事業伸展に伴い、自動車整備工場の新設及び来店者の車輛や顧客の預かり車輛、代車等を駐車するための露天駐車場の確保が必要であることから申請地に賃貸借権を設定し、自動車整備工場への転用および露天駐車場として一時転用しようとするものです。

5番の転用目的は、自動車整備工場で、平成20年10月30日付公告の農振 除外済案件です。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。

6番の転用目的は、露天駐車場で、永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農用地および2種農地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。

また、いずれの転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。 7番、転用目的は自己住宅です。

申請人は中区藤崎の借家に妻と子ども3人の

5人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の実家に隣接しており、申請人の父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

お願いします。

秋 山 委 員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事 務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三 浦 係 長 4ページ8番、転用目的は、農業用倉庫、育苗施設、露天農業機械・車両置場です。

申請人は、撫川に居住し、約85アールを耕作する農業者ですが、肥料等の保管、作付けに係る育苗場所、農業機械及び車両の駐車は、自宅敷地と農地の一部を利用しており、申請人の親族の所有地であり申請人の自宅の隣接地である申請地の所有権を移転し、農業用倉庫などとして利用することで、営農効率化を図ろうとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール以上の1種農地と判断されますが、農業 用施設で、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も 問題ないと考えます。

9番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、平野にて、屋号を として、重機専門の運送業を営む個 人事業主です。この度、駐車場の賃貸借契約が切れることにより車両を置く場所 が無くなり、新たに駐車場を確保する必要が生じたため、事業所近隣で交通至便 であり、業務上好立地な申請地の所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとす るものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、本件は、令和2年10月に農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は、現在、倉敷市新田の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の 実家の隣接地で、申請人の父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅 を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は 問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えま す。

11番、転用目的は分家住宅です。

申請人は、現在、玉野市和田6丁目の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、

子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請 人の実家に近く、申請人の父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅 を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は 問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えま す。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を お願いします。

小 橋 委 員 北・吉備地区協議会で8番から11番までの4件について協議したところ、事 務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

三 浦 係 長 5ページ12番、令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。

受人は御津伊田で自動車、農機具部品のリサイクル業を営んでおりますが、近年業績も好調で、事業拡大による業務用車両及び従業員の増加に伴い、既存の駐車場では狭くなり始めていることから、会社から近く利便性の高い申請地を取得し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は露天駐車場です。

受人は北区下中野で鉄・非金属、使用済み家電等のリサイクル業を主に営んでいます。

会社の福利厚生部門としてソフトボール部があり、自ら所有する専用グラウンドで練習を行っていますが、同グラウンドは年間を通し、各種ソフトボール大会やソフトボール教室の開催等への使用も行われているため、選手が練習でグラウンドを使用できないことも多く、近く練習用施設の建設を予定しています。

申請地は、専用グラウンドから150メートル、練習施設から20メートルの 距離で、選手の負担も少なく、また既存の駐車場と一体利用することで、間口が 広くなり使い勝手がよくなることから、申請値を所有権移転し、露天駐車場に転 用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、農地区分と 転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題 ないと考えます。

14番、本年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。

受人は建部町建部上の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え、手狭となったこと、また今後実家の農業に従事していくことから、実家に近く、父が所有する申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で12番から14番までの3件について協議したところ、 事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 5ページ15番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は南区福富中の借家に妻と子供2人の4人で居住していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、自身の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は 問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考え ます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國 定 委 員 南区協議会で、15番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、 いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし

長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区15番までの15件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

議 長 それではそのように決定いたします。次に申請等(4)岡山市農用地利用集積 計画の決定について、所有権の移転、を事務局から説明してください。

三浦係長 6ページ中・中央地区、7ページ北・吉備地区の計2件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、中・中央地区1番は財団から耕作者へ、北吉備地区1番は所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている と考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等(4)は原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局 より説明をお願いします。

 Ξ 浦 係 長 8ページ1番から10ページ12番までの12件で、すべて相続による所有権 取得です。あっせん希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等(5)の12件ですが、問題なく受理と決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

花房副主査 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、11ページ1番から6番までの6件で、転用目的は賃貸住宅1件、貸露天駐車場2件、住宅用地1件、通路1件、貸老人デイサービス・貸老人短期入所施設1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、12ページ1番から8番までの8件で、転用目的は分譲住宅地1件、自己住宅3件、宅地造成1件、宅地拡張1件、敷地拡張1件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については13ページ1番から14ページ6番までの6件で、耕作目的5件、転用目的1件です。 離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、15ページ 1番から3番までの3件で、内容は農業用倉庫3件です。

報告(5)農地改良届については、16ページ1番から3番までの3件で、内容は、普通野菜畑2件、果樹園1件です。

議 長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関 係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定(9月21日(火)勤労者福祉センター4階会議室)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 2時30分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員